

## 申込条件

児童の保護者のいずれもが次の事由に該当し、保育を必要とする場合。

入所事由	内 容
家庭外労働	家庭外で1か月64時間以上の就労をしている
育児休業明け (入所予約) (公立のみ)	令和6年4月2日から令和7年3月31日の間に職場復帰予定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・最長で職場復帰日前2週間から慣らし保育として入所が可能(慣らし保育開始日は令和6年4月1日以降)。</li> <li>◆月途中入所の場合、保育料・給食費は日割り計算します。</li> <li>◆慣らし保育日も1日分の保育料・給食費がかかります。</li> <li>◆長時間保育料は日割り計算しません。</li> </ul>
育児休業中 (3歳児以上) (条件付き2歳児)	職場復帰する予定で、復帰後の就労が1か月64時間以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場復帰前(育児休業中)であっても入所可能</li> </ul>
家庭内労働	家庭内で1か月64時間以上の就労をしている <ul style="list-style-type: none"> <li>・家事は該当しない。</li> </ul>
母親の出産等	母親が妊娠中であるか又は出産後間がない <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産予定月の2か月前から出産月の2か月後の月末まで</li> </ul>
疾病等	長期の病気又は心身に障がいがある
家族の介護等	家族を常時介護又は看護している
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている
求職活動	求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っている <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育期間は最長で3か月(当該年度内に限る。)となり、保育期間終了月の翌月は同事由で入所不可。活動状況によっては、入所承諾期間内であっても退所となる場合があります。</li> </ul>
就学等	学校教育法等に規定する学校に在学している 又は職業訓練を受けている
虐待等	児童虐待又は配偶者からの暴力のおそれがあると認められる
その他	上記に類するものとして知多市が認める場合

※就労の事由で入所の場合、収入を得ていることが条件です(ボランティアは就労に含みません)。

※提出していただいた就労証明書等をもとに、雇用先に電話や訪問などにより入所前及び入所後に実態調査を行う場合があります。

※入所中に次の子どもを妊娠し、出産後に育児休業を取得する場合は、3歳未満児の在園児は出産の翌々月の月末に退所となります。